



令和5年 春の火災予防運動の実施について

消防では4月20日（木）から30日（日）まで、全道一斉に春の火災予防運動を実施します。これからの季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。火災の発生を未然に防ぐため、次のことについて注意し火災予防に努めましょう。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣・6つの対策

《4つの習慣》

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- コンセントは定期的に清掃し、不要なプラグは抜く。

《6つの対策》

- ストーブやガスこんろは安全装置の付いた機器を使用する。
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。
- 防火防災訓練へ参加し、地域ぐるみの防火対策を行う。



全国統一防火標語
『お出かけは
マスク戸締め
火の用心』

※鶴居村でも、毎年のように屋外でのゴミ焼きから火災が発生しています。

農林業を営むための焼却以外の野焼きは法律で禁止されていますので、屋外でのゴミ焼き・野焼きはしないようにしましょう。

住宅用火災警報器の点検を実施しましょう。

平成23年から住宅用火災警報器の設置が義務化されています。

警報器の電池寿命は10年が目安で、電池切れが原因で警報音が鳴らないことがあります。

また、警報器本体についても経年劣化や設置場所の環境（ホコリが多い場所など）により正常に感知しないおそれがあります。万が一の際に作動しないことが無いように定期的に作動確認をしましょう。

※電池切れなど正常に作動しない警報器は、本体の交換をしてください。



鶴居村防火標語 『慣れたころ 油断してると 火の危険』

ご不明な点やご相談がありましたら鶴居消防署（☎64-2344）までご連絡ください。